

学校再開後の教育活動に関する特別支援学校の留意事項

令和2(2020)年5月26日

特別支援教育室

1 医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等について

医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等については、重症化リスクが高いことから、主治医の見解を保護者に確認の上、個別に登校の判断をする。

各学校は、受入れ体制も含め、学校医等にも相談する。

2 給食について

「学校給食衛生管理基準」を遵守するとともに、感染防止対策を徹底した上で、学校の実情に応じて給食を再開する。

* 留意事項 *

- 給食（昼食）の前後に十分に手洗いや手指消毒を行うよう指導すること
- 密閉・密集・密接を避けること
 - ・窓を開けるなど換気を行う
 - ・飛沫飛散を防ぐため、会話を控えるよう指導するほか、可能な限り座席を離し、向かい合わせにしない
- 調理に関わる職員には、勤務前の検温及び健康観察を行った上で任に就かせること

3 スクールバスの運行について

2便制等により乗車人数の低減を図るとともに、感染防止対策を徹底した上で、スクールバスを運行する。

* 留意事項 *

- 乗車前、降車後はバス車内の換気や清掃・消毒等を行うこと
- 密閉・密集・密接を避けること
 - ・可能な限り座席を離すなど、スペースを十分に確保する
 - ・車内では原則マスクを着用するほか、会話を控えるよう指導する
 - ・児童生徒等の状況に配慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行う
- 乗車の際、児童生徒等の体調を把握した上で、乗車中も健康状態を観察すること

4 寄宿舎の利用について

通学が困難な児童生徒等に限るなど利用人数の低減を図るとともに、感染防止対策を徹底した上で、寄宿舎を再開する。

* 留意事項 *

- 朝晩の検温等、児童生徒の健康観察を行うこと
- 密閉・密集・密接を避けること
 - ・可能な限り居室一室当たりの人数を少なくし、生活空間を離すなど、スペースを十分に確保する
 - ・食事の際には飛沫飛散を防ぐため、会話を控えるよう指導するほか、可能な限り座席を離し、向かい合わせにしない
 - ・入浴については、可能な限り、個別に入浴するなどの対応をとる
- 宿日直を行う職員（教員、寄宿舎指導員等）には、勤務前の検温及び健康観察を行った上で任に就かせること

5 保護者送迎時について

登下校の送迎時は、保護者同士が密接にならないように配慮するとともに、教職員と保護者間の連絡事項においても連絡帳を活用するなどして会話を減らす工夫をする。